

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	袖ヶ浦市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/somu/mynumber.html

執行機関名 袖ヶ浦市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱(平成19年告示第71号)による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号) 別表第1 第9の項 袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱(平成19年告示第71号)による障害者グループホーム等入居者家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく共同生活援助事業所(以下「グループホーム」という。)</u> 及び袖ヶ浦市生活ホーム運営事業補助金交付要綱(昭和62年告示第31号)に基づく生活ホーム並びに袖ヶ浦市精神障害者ふれあいホーム運営事業補助金交付要綱(平成16年告示第190号)に基づくふれあいホーム(以下これらを「グループホーム等」という。)の入居者が支払った家賃について、助成金を支給することにより、 <u>グループホーム等入居者の経済的負担を軽減し、地域社会における自立を支援することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱(平成19年告示第71号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第4条の助成金の給付に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う精神障害者又は当該申請に係る精神障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付関係情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第7条の助成金の給付決定内容等の変更に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第2条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	当該申請を行う精神障害者又は当該申請に係る精神障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付関係情報
備考		